

委員長報告から

総務常任委員会

委員から、私立学校の耐震化の進捗状況はどうかとの質疑があり、執行部から、私立幼稚園、中学校、高等学校の全体で、平成26年度当初の68.8%から、平成27年度当初には74.1%となっており、新4カ年戦略に掲げた平成27年度末の耐震化率75%は達成できる見込みであるとの答弁がありました。

次に、委員から、本県にも、公的機関を標的としたサイバー攻撃はあっているか。また、現在の県のセキュリティシステムに問題はないかとの質疑があり、執行部から実在する会社名を名乗っての標的型メールが職員に送られてきているが、メールを開かないよう職員に指示しており、情報流出の事例はない。来年度、ネットワークセキュリティの強化をさらに図っていくとの答弁がありました。

次に、委員から、集落サポートプロジェクト事業について、具体的にはどのような事業なのかとの質疑があり、執行部から、地方創生に係る国の加速化交付金を活用し、さまざまな課題に直面する過疎集落の日常生活機能を維持し、安心して住み続けるための仕組みづくりを支援するもので、市町村からの提案を受けて、各広域本部に1カ所、計4カ所選定し、モデル的に取り組むものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本市内から空港へのアクセスについて、熊本市で市電延伸の検討が始まることを契機に、改めて定時性の確保ができる鉄軌道等の交通手段について、検討する考えはないのかとの質疑があり、執行部から、鉄軌道については、莫大な費用が掛かることから、平成20年度に検討を凍結しており、その代替策として空港ライナーに取り組み、利用が順調に伸びてきている。熊本市が、市電延伸の検討をされるとのことであり、その状況等も踏まえながら、アクセス全体が向上するための検討をしていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、ふるさと納税について、返礼品について全国的に話題となっているが、熊本県の場合、何か基準を定めているのかとの質疑があり、執行部から、本県の場合、送料を含め3000円程度を基本とし、寄附金額が10万円を超える場合は、段階に応じて数を増やしているとの答弁がありました。

関連して、委員から、ふるさとを応援したいという人たちの気持ちを高めるようなものを戦略的に考える必要があると思うがどうか、との質疑があり、執行部から、感謝の品を増やすほか、特別枠として、くまモン応援分、夢教育応援分など、全国に向けてPRできるものや、本県の施策を発信できるものにも取り組んできた。また、本年4月からは、ラグビーワールドカップ2019等の支援などのため、新たに「くまもと国際スポーツ大会分」を特別枠として設け、募集を始めるとの答弁がありました。

次に、委員から、御所浦地域振興策について、若者の定住促進のためには、仕事の場、雇用の確保が大事な要素となると思うが、その点はどうか、との質疑があり、執行部から、御所浦での起業の下地づくりとして、高速通信網の整備や空き家改修などに取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、天草の崎津集落を含む長崎の教会群とキリスト教関連遺産の世界文化遺産推薦取

げについて、名称が「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」となっており、天草という名称を入れてほしいとの要望が出ているが、今後どう対応していくのかとの質疑があり、執行部から、今回の推薦書の見直しを機に、国、長崎県、そして長崎県が設置する学術会議など、さまざまな場面で、天草を名称に入れてもらうよう伝えていきたいとの答弁がありました。

厚生常任委員会

委員から、障がい者福祉施設整備費について、所要見込額の減となっているが、どのような内容か、との質疑があり、執行部から、国に協議していた施設整備案件の7件のうち、3件が採択されなかったことによる減である、との答弁があり、さらに委員から、採択されなかった施設整備案件について、今後どう対応するのか、との質疑があり、執行部から、当該整備案件について、引き続き要望がなされた場合には、審査の上適宜国に協議していくこととなるとの答弁がありました。

次に、委員から、生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業について、貸付け件数が所要見込みよりも減っている理由は何か、との質疑があり、執行部から、平成27年度に新規で20人分の予算を確保していたが、結果的に見込みに達していない状況である。年度により増減があり、変動の範囲内と考えている、との答弁がありました。

次に、委員から、「低所得者向けに結婚に伴う新生活の支援を行う自治体支援事業」の低所得者として、どのような者を対象とするのか。また、これは国の経済対策関連事業であるが、継続性を考えたとき今後はどうなるか、との質疑があり、執行部から、世帯年収300万円を境に婚姻率が低下する状況にあるため、この300万円未満の世帯を対象としている。この事業は、低所得者に対し、結婚に向けての最後の一步を後押ししようとするものであるが、今後の継続については国から示されていない。現在実施を予定されている4市町村においては、国の支援がなくなった後のことも考慮の上で実施されると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、児童健全育成事業について、放課後児童クラブの助成の割合はどのくらいか。また、障害児の受け入れはどうなっているか、との質疑があり、執行部から、基本的には運営費の半分を保護者が負担し、残りを国、県、市町村が3分の1ずつ負担する。障害児については、昨年度の実績で409クラブのうち234クラブで受け入れており、専門員の配置などに応じた補助を実施しているとの答弁がありました。

次に、委員から、ひとり親家庭等学習支援・交流事業の経費について、制服を買えずに入学式に出られないような家庭への支援は含まれるのか。また、ひとり親家庭への医療費助成については、市町村が実施している子供の医療費助成との関係はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、ひとり親家庭等学習支援・交流事業の経費には含まれないが、ひとり親家庭に関しては、児童扶養手当制度及び母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの支援制度がある。また、ひとり親家庭等医療費助成事業は、ひとり親家庭の子供及び親の医療費について、自己負担額の3分の2を助成している。市町村が実施している子供の医療費助成の対象外の部分もカバーする形になっているとの答弁がありました。

次に、委員から、医師修学資金貸与条例の一部改正について、医師修学資金貸与の対象を県外の学生にも広げるとのことだが、県出身者に限るのか。また、今後どのように周知していくのかとの質疑があり、執行部から、対象は県出身者に限定してはいない。また、医学部がある全国すべての大学に対して、掲示板等で周知していただくよう依頼するとともに、隣県の大学には直接出向いて周知をお願いするとの答弁がありました。

経済環境常任委員会

委員から、新規学卒者の県内就職率アップ推進事業について既に熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定している中、具体的施策・対策が必要と思うがどういった取り組みを進めて行くのかとの質疑があり、執行部から、高校や大学の所在する地域や学科・学部の違いによって状況が異なることから、就職動向調査によりきめ細かな状況把握が必要と考える。それを基に新規学卒者と県内企業とのマッチングや熊本で働き暮らすことの魅力を発信するなど、関係機関と連携し迅速に取り組んで参りたいとの答弁がありました。

次に、委員から、国際コンテナ利用拡大助成事業について、1コンテナあたりどれくらい助成するのか、また博多港との差は埋められるのかとの質疑があり、執行部から、1コンテナあたり新規の場合が県からの1万円と八代市又は熊本市からの1万円を合わせて2万円、継続の場合は県からの5千円と市からの1万円を合わせて1万5千円となっている。博多港と熊本港・八代港の差は依然としてあるが、この助成金の効果もあり少しずつ取扱量が伸びていると認識しているとの答弁がありました。

引き続き、委員から、博多港に負けないよう戦略的に対応するための検討をお願いしたいとの要望がありました。

次に、委員から、水の国くまもと推進事業について、熊本の水の魅力を県内外に発信するとのことであるが、県内でのミネラルウォーターの製造を目的とする地下水採取による地下水保全上の問題はないのかとの質疑があり、執行部から、県で把握しているところでは27事業者が県内でミネラルウォーターを製造しており、これに係る採取量は県全体の地下水採取量のごく一部である。さらに事業者には地下水採取量に応じた涵養対策を求めており、採取量以上の地下水を涵養している事業者もあり問題が生じる量ではないと考えているとの答弁がありました。

引き続き、委員から、地下水の採取量がどこまで増えたら制限するなどの考えはあるのかとの質疑があり、執行部から、県では地下水保全条例で許可制を導入し、周辺井戸の地下水位が低下するような影響があるときは許可を取り消すことができることとしており、罰則も設けているとの答弁がありました。

次に、委員から、リーディング企業創出事業は今後どのように進めて行くのかとの質疑があり、執行部から、リーディング企業の育成にはこれまでも重点的に取り組んできたが、リーディング企業の創出を加速化させるため専門家による財務面や現場改善面等の幅広いサポートを企業の実情に合わせてメリハリを付けた支援となるよう見直すとともに、これまで販路開拓や新製品開発等に絞っていた助成対象を事業用経費、設備投資等にも拡大することとしているとの答弁がありました。

次に、委員から、特定外来生物スパルティナ属防除対策事業について、駆除は単年度でできるのかとの質疑があり、執行部から、全国で愛知県と熊本県だけに発生したものであり、愛知県では既に駆除が済んでいる。県内では、昨年、環境省が白川で駆除を行っており、県は坪井川、大野川、砂川の3河川において3か年計画で環境省と連携して実施する予定であるとの答弁がありました。

農林水産常任委員会

委員から、産地パワーアップ事業については、TPP対策としても、県と市町村が連携して上乗せ補助することへの期待感がある。他の事業との兼ね合いもあると思うが、農家の負担軽減という観点から、他県の状況等もしっかり調べたうえで考え方を整理してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、間伐等森林整備促進対策事業について、原木を低コストで安定して入れることも大事だが、例えば農業土木関係など、でき上がった合板等の製品をしっかりと活用していくことが重要だと思いがいかかとの質疑があり、執行部から、でき上がった製品の需要拡大については、建築物の構造材等への利用や輸出等へ引き続き取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、世界農業遺産を活用した草原再生推進事業について、草原ビジネスモデルの構築とどのような取り組みか。また、あか牛の草原再生の取り組みとの関係はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、野草堆肥を活用した農産品のブランド化への取り組みを支援していくものであるが、あか牛放牧についても、阿蘇地域世界農業遺産推進協会とも連携して、放牧を条件とした牛導入についても引き続きしっかりと取り組みたいとの答弁がありました。

次に、委員から、とびだせトップグレード米戦略事業について、どのような取り組みをするのか。また、今後は、主食用米と多用途米を作る地域を分けるのかとの質疑があり、執行部から、この事業の目的は、美味しい米づくりと米の輸出拡大の2つである。美味しい米づくりでは、価格競争に巻き込まれない産地をつくっていくため、菊池、鹿本、上益城、球磨地域などの山麓準平坦地で、モデル的に県の推奨基準によるSランク米を進めており、この取り組みを広げていきたい。米どころの農家からは、主食用米を作りたいという声はあるが、生産数量目標もあるため難しい面もあり、おいしい米ができる地域ではトップグレード米を生産し、県産米を引っ張っていってもらうことが重要であると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、クマモト・オイスターについて、新たなハイブリッド種の開発にも取り組むとのことだが、現場から厳しい声も聞こえてくる。どういう形で頑張っていくのかとの質疑があり、執行部から、いわゆる純種では夏を越える養殖生産が非常に困難であったため、平成26年度からは夏を越さない短期養殖に切り替え、昨年は小型だが4000個程度の出荷ができた。純種について、今後も短期養殖を行うとともに、越夏用としてマガキとの混血種であるハイブリッド種についても28年度から取り組みたいと考えており、この両面から事業を推進していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、近年、農業農村整備事業予算の落ち込みが大きいですが、平成28年度当初予算での復元の見通しはどうかとの質疑があり、執行部から、国の今回のTPP関連の補正予算もあり、これと肉付

け後の平成28年度予算全体も合わせて考えると、昨年を大きく上回る予算規模を確保できる見込みである。今後とも、必要額が確保できるよう国に対し要望していきたいとの答弁がありました。

建設常任委員会

委員から、交差点付近や緑が多い場所など街路樹を植栽しなくてもいいような所があるが、歩道を設置したら必ず街路樹を確保しなければならないのか。高木の街路樹が歩道を盛り上げたり、標識が見えない所もある。また、交差点では、街路樹がない方がいい場合がたくさん見受けられるが、街路樹の植栽についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、街路樹の役割は、緑陰の提供、横断防止、景観上の問題等に対応するなどがある。以前は、緑の3倍増計画等により緑化を推進してきたが、交差点における視認性や管理費の問題等さまざまな課題が出てきており、近年は、交差点や商店の出入口など、沿道の利用状況や維持管理面を勘案しながら対応している。また、十分な手入れができていない状況については、コスト縮減を図った管理しやすい街路樹の在り方について検討を進めているとの答弁がありました。

次に、委員から、港湾整備でしゅんせつした土砂の処理はどのようにしているのか。有明海・八代海の再生で発生する大量の土砂をどう処理するのが大きな課題となっているので、確認したいとの質疑があり、執行部から、今回しゅんせつした土砂については、熊本港では港内の土砂処分場に搬入し分譲用地として、八代港では港内の土砂処分場に搬入し緑地や工業関連用地として、それぞれ利用する予定である。長洲港では、しゅんせつ土砂の一部だが、そのまま覆砂の基盤材として有効活用しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、熊本港と八代港の場合、埋め立ての強度は大丈夫なのかとの質疑があり、執行部から、しゅんせつ土砂は水分を多く含んでいるため、熊本港では地盤改良等を行った上で有効活用している。八代港でも必要に応じ地盤改良等を行いたいとの答弁がありました。

次に、委員から、八代港と熊本港におけるバース整備の状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、八代港については現在水深14m岸壁の1バースの整備が完了し、14m航路のしゅんせつ事業を行っている。熊本港については現在水深7.5mの航路のしゅんせつ及び南防波堤の整備等が国において進められている。港湾計画上は、八代港が14m岸壁2バース、熊本港が7.5m岸壁2バース、10m岸壁1バースの整備が位置づけられているが、いずれも取扱い貨物量等の状況を見ながら進めることとなるとの答弁がありました。

次に、委員から、1月23日の大雪では、水俣から帰る途中国道3号で渋滞に遭い、車が全然動かなくなってしまったが、振興局や国交省に電話しても状況が全くわからなかった。渋滞解消の目途等について、道路パトロールを使いアナウンスできなかったのか。また、危機管理の面からどういう問題があったのかまとめてみたことはあるのかとの質疑があり、執行部から、大雪の情報については、県のホームページでお知らせをしており、国管理の道路の状況へもリンクを貼っている。ただ、当時はかなりアクセスが集中し、なかなか情報が得られなかったと聞いている。リアルタイムの情報提供については、現

段階ではホームページでお知らせするか、道路保全課や最寄りの振興局に尋ねてもらうことになる。危機管理の観点からは、まず、障害となる停止車両の移動について、災害対策基本法の改正に伴い、今回初めて国道3号で道路管理者の国による車両の移動が行われた。県でもそれができるよう準備をしている段階であるとの答弁がありました。

関連して、委員から、そのような時に携帯に情報を載せられないのかとの質疑があり、執行部から、災害の情報としての提供は、今後の検討課題と考えているとの答弁がありました。

また、委員から、阿蘇は雪の影響を一番受ける地域だが、地元建設業の経営も厳しくなり、除雪用の大型機械をほとんど所有していない状況。県としても対策を考えてもらえないかとの要望があり、執行部から、阿蘇の除雪については、2年前の大雪の経験を踏まえ、振興局と建設業協会の支部が連携して除雪車を導入したところ。このような取り組みにより、除雪作業は、かなり早くできている状況。今後もうこういった取り組みを支部と一緒に続けていきたいとの答弁がありました。

教育警察常任委員会

委員から、地域未来塾ICT機器等整備事業について、どういった機器をどのように整備していくのかとの質疑があり、執行部から、地域未来塾事業に取り組んでいる10市町村を対象にタブレット端末、電子黒板等の機器を整備する予定である。これらの市町村のICT機器を充実させることで、取り組みを発展させたいと考えているとの答弁がありました。

関連して、委員から、ICTを使った先進的な小中学校の授業等を高等学校でも切れ目なく行うことが重要と認識しているので、機器の整備や高校の先生方のスキルアップ等にしっかり取り組んでいただきたいとの要望がありました。

次に、委員から、永青文庫推進事業について、事業費を減額した理由は何かとの質疑があり、執行部から、永青文庫の古文書の調査研究について、委託先である熊本大学が国の補助を受けることになったことから、その分を減額したものと答弁がありました。

引き続き、委員から、熊本の宝というべき永青文庫の古文書と美術品を整備し展示することは、今後のカルチュラル・オリンピアドに向けて重要と考えるのでしっかりと取り組んでいただきたいとの要望がありました。

次に、委員から、警察本部の海外語学研修事業に関連して、訪日外国人の増加で、交番等でも外国人と接する機会が増えていると思うが、現場の警察官の語学研修の現状はどうかとの質疑があり、執行部から、全ての警察官への語学研修はできてはいないが、外国の方が交番等を訪ねた際に指さして意思疎通が図れるコミュニケーションボード等の器材整備や本部の通訳センターを通じ、組織的対応を行っている。また、来年度は外国人観光客等の対応をする現場の警察官に英語・韓国語・中国語の研修を実施する予定であるとの答弁がありました。

次に、委員から、くまもとの「まち」と「ひと」を守る訪問声かけ安心実現事業について、どのような体制で予定しているのか。また、全国で初めての取り組みということだが、その狙いは何かとの質疑

があり、執行部から、警察OB等24名からなる訪問声かけ隊を組織し、県下全域をカバーするよう計画している。また、犯罪抑止を担う生活安全部門と交通事故防止を担う交通部門が一体となって、高齢者宅へ戸別訪問、声かけを行い、警察の総合力で高齢者の安全を確保することが狙いであるとの答弁がありました。

次に、委員から、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、いよいよ7月に参議院選挙が予定されているが、高校生に対する主権者教育については、公平・公正を徹底していただきたいとの要望がありました。

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

本委員会は、高速交通体系に関する件、熊本都市圏交通に関する件について審議してまいりました。本年度におきましては、これまで4回開催いたしました。

本委員会における審査の内容でございますが、まず高速交通体系について、執行部から高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備進捗状況、建設促進に向けた要望活動等の取り組み状況について説明がありました。

これに対し、委員から、北熊本スマートインターチェンジの進捗状況について質疑があり、執行部から北熊本スマートインターチェンジは用地交渉で難航しており、熊本市が打開に向け国と協議を行っている。さらに、熊本市は平成28年度の当初予算（案）に北熊本スマートインターチェンジ整備経費を計上し、早期に完成させたいとしているとの答弁がありました。これに対し、委員から、詳細設計もできているので早期に完成させてほしいとの要望が出されました。

また、九州中央自動車道の進捗状況について、委員から、平成30年度に北中島インターチェンジまで供用開始の予定と聞いているが、取付道路の整備は間に合うのかとの質疑があり、執行部から、事業は順調に進んでいるとの答弁がありました。これに対し、委員から、取付道路が完成し通行可能な状況であれば、早期に供用開始してほしいとの要望が出されました。

また、道路整備によるストック効果のPR活動について、委員から、非常に良い取り組みである。PRの効果はどうかとの質疑があり、執行部から、道路整備により工業団地に立地が決まった事例、農産物の出荷量が上がった事例等、道路の整備効果を改めて県民に伝えることができたとの答弁がありました。これに対し、委員から、今後も積極的にPR活動を行ってほしいとの意見が出されました。

次に、航空路線の利用促進について、執行部から、国内線及び国際線に係る旅客数の推移や見通し、空港の施設整備及び活性化に向けた取り組み等について説明がなされました。これに対し、委員から、台湾高雄線の振興のためには、観光だけでなく経済交流を促進すべきという意見があり、執行部から、今年度から高雄市にアドバイザーを配置しており、現地の経済事情等を県内事業者等に積極的に発信していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、台湾から熊本へ留学生を呼び込む取り組みを進めてほしいとの意見があり、その後の委員会で、経済交流等の取り組みの進捗について説明が行われました。

次に、委員から、国際線の新規路線開拓にかかる他県との連携について質疑があり、執行部から、香港線は宮崎便・鹿児島便を合わせると毎日運航の形となった。今後、南九州三県観光議連等で協議を行うなど、各県にとってメリットがある取り組みを行っていききたいとの答弁がありました。

また、委員から、国際線が3路線となり、国際線ターミナルの拡張や規模拡大を行わないと利用者増に対応できないのではないかと意見があり、執行部から、エプロンの拡張を国に要望しているが、それに合わせて増改築が必要であると認識しており、現在、関係機関と協議を進めているとの答弁がありました。

次に、熊本都市圏交通に関して、執行部から、都市圏交通の現状、公共交通機関の利用促進、連続立体交差事業や熊本駅周辺整備の現状及び今後の取り組みについての説明がなされました。

これに対し、委員から、将来の都市圏交通のビジョンを示す都市交通マスタープランの策定に関し、今後の公共交通機関利用動向等について質疑があり、執行部から、これまでも公共交通機関の利用促進に取り組んできたが、利用者は減少し公共交通が衰退している。人口減少や超高齢化社会の到来を踏まえ、公共交通に対する考え方を転換する必要がある、利便性を高める施策をマスタープランの中で提案していきたいとの答弁があり、その後の委員会において、この意見を踏まえたマスタープラン素案の説明が行われました。

また、空港アクセスについて、委員から、合志市からの北熊本エアポートバスが1か月試験運行されるが、沿線には工業団地も多く集積しており、継続して実施すべきではないかと意見があり、執行部から、事業者によるニーズの見極めも重要であり、まずは沿線の企業等に使っていただけるよう、しっかりPRしていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、県南の多くの人は鹿児島空港を利用しているが、JR等を利用して阿蘇くまもと空港にアクセスできることから、そのような「流れ」を創り、知らせる努力をしてほしいとの意見があり、執行部から、阿蘇くまもと空港の利用促進に向けて、費用対効果を含め、アクセスのあり方を検討していきたいとの答弁がありました。

また、交通系ICカードについて、委員から、全国のカードが使える片利用機能の運用が3月から開始されるが、全国の10種のカード全てが使えるというのは全国的にも非常に珍しいことであるので、利便性をアピールしてほしいとの意見が出されました。

最後になりますが、本委員会として、昨年10月27日から10月29日にかけて沖縄県において視察を行いました。「ヤマト運輸国際ロジスティックセンター」、「沖縄都市モノレール」、「那覇空港ビル」等を視察し、国際物流や空港ビルのあり方、高速交通体系と地方の公共交通ネットワークのあり方について、視察及び活発な意見交換を行ったところであります。

有明海・八代海再生及び地球温暖化対策特別委員会

本委員会は、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、地球温暖化対策に関する件、以上2件について審議を行ってまいりました。

本年度におきましては、昨年10月、東京都及び神奈川県において、有明海・八代海の再生の参考とするため、県選出国議員との意見交換を行うとともに、東京湾再生プロジェクトや有明海・八代海等総合調査評価委員会の動向等について、国の担当部署から説明を聞きました。併せて、地球温暖化対策への参考とするため、燃料電池自動車等の水素需要に対応するための水素ステーション及びCO2削減、再生可能エネルギー利用目標等を設定したスマートタウン等の先駆的な取り組みについての調査を行ってまいりました。

また、昨年12月には、国の有明海・八代海等総合調査評価委員会の委員長代理を務めておられます滝川清 熊本大学名誉教授を招いての勉強会を行いました。

更に、本年1月には、宇城市及び宇城市議会を交えての八代海湾奥部の泥土堆積に関する現状調査並びに、八代市及び八代漁業協同組合における漁業情勢及び日本製紙株式会社八代工場における県内初のバイオマス発電の稼働状況についての調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の調査の経緯を、順次御報告申し上げます。

まず、有明海・八代海の環境保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件であります。

執行部から、平成16年2月に議会が取りまとめた「有明海・八代海再生に係る提言」への対応について説明がありました。これに対し、委員から、有明海・八代海の漁獲量が減少するなど、現状が悪化している要因として潮流の変化の影響があるのではないかとの質疑があり、執行部から、平成28年に国の総合調査評価委員会の報告の中で、潮流の変化等に係るシミュレーション等を用いた考察や漁獲量減少のメカニズム等の課題について整理される予定との答弁がありました。

次に、委員から、熊本県をはじめ、福岡・佐賀・長崎の4県の知事が、合同でヘドロ対策に関する要望を国に対して行っているが、ヘドロ対策の進捗はどうかとの質疑があり、執行部から、九州農政局では平成27年度から3年間をかけて、ヘドロ対策に係る海底地形及び泥土堆積調査を行っているとの答弁がありました。

次に、委員から、環境浄化能力も持つクマモト・オイスターが、成熟期である夏場に大量死が発生し、出荷個数が激減している現状と対策についての質疑があり、執行部から、夏場の成熟期に疲へいし、高水温、揺れ等のストレスに耐えきれずへい死している現状であり、秋口に種苗を配付し秋から冬にかけて成長させて、5月に出荷する短期養殖に取り組むとの答弁がありました。

次に、委員から、諫早湾開門調査に関して、赤潮の発生、漁獲量の減少、ノリの色落ちの状況の因果関係を調査するうえで、福岡高裁の確定判決を遵守し、開門調査を行うよう国に訴える必要があるのではないかとの質疑があり、執行部から、国は開門を命じる確定判決とそれを差し止める仮処分決定の2つの義務を負うが、最高裁判所の統一の見解を求めるとして静観している状況であり、県としてはこれまでも国に対し開門調査が必要であるとの県の考え方を伝えてきており、引き続き機会を捉え要望を行っていく、との答弁がありました。

次に、委員から、国の総合調査評価委員会が本年末に示す予定の有明海・八代海の委員会報告書に、

地元が抱える八代海湾奥部等の課題や対策が盛り込まれるよう働きかけていく必要があるのではないか、特に、八代海は本県が中心となり、しっかりと対応しなければならないのではないかととの質問があり、執行部から、本年2月に関係9課から構成し、新たに設置した有明海・八代海再生推進チームにおいて、環境保全、海域の利用、防災の観点から課題を整理し、本特別委員会や有識者とも十分に連携しながら国や総合調査評価委員会へ提案・要望を行っていく。併せて、県民総ぐるみで有明海・八代海の再生に取り組む機運醸成を図るためのネットワークづくりを新たに構築するとの答弁がありました。

次に、地球温暖化対策に関する件であります。執行部から、平成21年3月に議会が取りまとめた「地球温暖化対策に関する提言」への対応について説明がありました。

これに対し、委員から、京都議定書に替わる地球温暖化対策の新たな国際的枠組みに関連し、CO2排出削減対策に特化し、森林吸収源対策が後退しているのではないかととの質疑があり、執行部から、現在、本県における森林によるCO2吸収効果は約10パーセントであり、重要な温暖化対策として位置付けている。本年度策定する県環境基本計画の中で、森林によるCO2吸収効果の割合を改めて算出していくとの答弁がありました。

次に、委員から、超小型モビリティの普及をテーマとした社会実験に関し、観光地での利用、企業の事業用車両としての利用、一般モニターへの長期貸し出し等が行われているが、具体的にはどのような社会実験を行っているのかとの質疑があり、執行部から、訪問介護事業所における車両利用時の道路交通事情や駐車状況等のデータを記録することや、阿蘇地域における草千里等を回るモデルコースでの利用を通じた乗車の感想等をデータの的にまとめることなどが主要な内容である。今後、社会実験の結果を超小型モビリティの活用方策の検討につなげるとの答弁がありました。

国際スポーツ大会推進特別委員会

本委員会は、2019女子ハンドボール世界選手権熊本開催に関する件、ラグビーワールドカップ2019熊本開催に関する件、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する件、以上3件について審議してまいりました。

本年度におきましては、これまで委員会を5回開催し審議を行いました。また、昨年10月26日から28日にかけて、東京都及び千葉県において、選手強化の拠点施設の取り組み状況、海外からのキャンプ誘致の取り組みなどについて調査を行ってまいりました。さらに、閉会中の1月に開催した委員会においては、熊本県ラグビーフットボール協会から会長を初め4名の役員の皆様をお招きし、ラグビーワールドカップ2019熊本開催に向けて意見交換を行いました。

まず、2019女子ハンドボール世界選手権熊本開催に関する件について、執行部から取り組み状況について説明がありました。これに対し委員から、ハンドボールに詳しくない県民が多いと思う。例えば、小・中・高校で授業の一環としてハンドボールを教えることはできないかととの質疑があり、執行部から、ハンドボールは小・中・高校のゴール型競技の一つとして各学校の実態に応じて実施しており、今後授業での取り組みも検討していきたいとの答弁がありました。関連して、委員から、開催する地元の盛り

上げ、選手等の受け入れについてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、これから検討していくこととなるが、例えば、熊本で1997年に開催した男子大会では、1国1校運動として出場国と学校とが連携して大会を盛り上げていった。また、受け入れ体制については、民間の宿泊施設とも連携しながら進めていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、メイン会場はどこを考えているのかとの質疑があり、執行部から、メイン会場についてはまだ決定していない。収容人数についてはおおむね8,000人以上という基準が国際ハンドボール連盟から示されており、今後、日本ハンドボール協会とも意見交換しながら決めていくことになるとの答弁がありました。関連して、委員から、会場が決まってから駐車場などの周辺整備を行うことになり、警備の問題もある。スピード感を持って会場を選定すべきだが、どのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、国際ハンドボール連盟の承認を得ながら、できるだけ早く会場を決めて準備を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、ラグビーワールドカップ2019熊本開催に関する件について、執行部から取り組み状況について説明がありました。これに対し、委員から、会場となる「うまかな・よかなスタジアム」は収容人数3万2千人であるが、この収容人数でよい試合の誘致は厳しいのではないかと質疑があり、執行部から、世界ランク10位以内のチーム同士の対戦又は開催国の試合となるカテゴリーAは、4万人以上の収容人数が必要であり、本県の会場を今後どう対応していくかは今後の調査となっている。できる限りよい試合を誘致したいが、改修等の経費も含め検討していくとの答弁がありました。

また、委員から、これから4年間でいろいろ取り組んでいく必要がある。今後のタイムスケジュールはどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、運営は組織委員会と地元開催都市組織委員会の2つに分けられ、大会自体の運営以外の部分は開催都市で行うことになっている。今後のスケジュールについては、スタジアムの諸室の割り当て等について今年度中に基本的な方向性を決定していきたい。それに即して、28年度以降の準備を整えていくとの答弁がありました。

また、委員から、欧米とはラグビーの文化の根付き方が違う。ワールドカップだから人が集まると考えるのは間違いとの意見もありました。

また、熊本県ラグビーフットボール協会との意見交換においては、県・熊本市・ラグビーフットボール協会による実働部隊の早期の組織化や、競技施設、駐車場、道路、公共交通機関などのハード面、競技の普及、県民への周知、選手等の受け入れなどのソフト面について、協会から御意見、御要望をいただきました。

次に、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する件について、執行部からキャンプ誘致や県選手の育成・強化の取り組み状況について説明がありました。これに対し、委員から、経済効果や子供たちの夢を考え、キャンプ誘致に取り組むべきである。もう誘致は後半戦になっており、競技団体、市町村だけではなく、いろいろな友好協会なども生かして進めてほしいとの意見がありました。

また委員から、車いす競技の練習場が非常に少ないと聞いており、練習環境の整備も必要ではとの質疑があり、執行部から、種目によって異なるが、できるだけ一般の体育館などで練習できる環境の整備

を市町村などにも働きかけていくとの答弁がありました。

また、委員から、これまでの強化選手指定の成果はどうかとの質疑があり、執行部から、昨年度の成果としてはバレーボール女子の日本代表、レスリング、フェンシングの年代別日本代表選手などが育っている。これまでに県内から10人程度がオリンピックに出ていたが、東京オリンピックでは20人を目標として、45人を強化選手に指定して取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、3つの調査事件に共通する事項として、委員から、同時期に3つの大会があり、県としてどのような体制で進めていくのか。男子ハンドボールや国体の時から職員が減っており、現在の職員で対応するのは難しいのではないかと質疑があり、執行部から、限られた時間の中で大会を成功させるための体制・人員を確保していく。事務事業の見直し等も行いながら効果的な人員配置を図っていききたいとの答弁がありました。

TPP対策特別委員会

本委員会は、TPP交渉に関する件について審議してまいりました。

本年度におきましては、これまで委員会を6回開催しました。まず、TPP交渉の大筋合意前に開催した委員会においては、TPP交渉の現状について執行部から説明がありました。

これに対し、委員から、水産業のアジア戦略のうえでTPPはどう影響するか。知的財産分野における医薬品についての問題は何か。中国が参加しなければ、県の利益は生まれてこないのではないかと質疑があり、執行部から、今後、県でも養殖業を拡大していく方向性にあるため、TPPが優位に働くこともあると思われる。また、報道レベルでは、医薬品について、どれだけデータ期間を保護するかで日米とそれ以外の国とで対立をしているとの情報がある。さらに、県の利益については、交渉状況が明らかでなく、何がメリットであるのか見えない部分もあるため、議会で議決された意見書も踏まえ、交渉内容について、国は、県民に説明していただくことが重要との答弁がありました。

6月定例会では、TPP交渉が最終局面を迎えている状況もあり、国益を損なうことがないように、慎重に交渉を進めることなどを強く要望する1度目の意見書(案)を提出し、本会議の議決を経て、政府に提出されました。

また、昨年10月5日のTPP大筋合意を受けた後、9月定例会中2度目となる委員会を開催し、委員から、重要5項目以外の関税はどうなるのかとの質疑がありました。執行部からは、関税を維持するものと撤廃するものが混在しており、執行部においてしっかり分析をして、影響等について検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、九州地方知事会や全国知事会は、今後どういった行動を予定しているのかとの質疑があり、執行部から、どちらの知事会もTPP問題には高い関心を示しているが、本県としても、近く開催が予定される九州地方知事会で働きかけをし、政府に対して九州一体となった要望を行いたいとの答弁がありました。

このような論議を踏まえ、本委員会では、合意内容の詳細な情報提供や、影響分析の公表などを強く

要望する2度目の意見書(案)を9月定例会において提出しました。また、その後、交渉の詳細結果が明らかにされ、国が「総合的なTPP関連政策大綱」を決定したことを受けて、農林水産物における影響の詳細な情報提供や、必要な予算を確保し万全の対策を速やかに実行することなどを強く要望する3度目の意見書(案)を、12月定例会において提出し、それぞれ本会議の議決を経て、政府に提出されました。

その後、12月下旬に国からTPP協定の経済効果分析結果が公表され、今月4日には参加12カ国によるTPP協定の署名がなされるなどの動きがありました。2月22日の委員会においては、内閣官房TPP政府対策本部による経済効果分析結果やTPP協定の発効規定、また、県独自で行った農林水産物への影響試算結果などについて、執行部から説明がありました。

これに対し、委員から、県の試算ではTPPの影響が小さいような感じを受けるが、どうか。国の試算ではなぜ野菜が対象外となっているのかとの質疑があり、執行部から、前回の平成25年3月の試算は、関税が即時撤廃され、全く対策を講じない場合が前提だったが、今回の国の試算は、政策大綱に基づく対策を講じた後の影響となっており、前回から大きく下がっている。逆に言えば、国が対策を講じた後も、なおこれだけの影響が出るため、国に万全な対策を執るよう要望していく必要がある。また、県としても危機感を持って、引き続き稼げる農業にしっかりと取り組んでいかなければならないと感じている。さらに、国の試算方法では、関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目で線引きがされており、野菜は関税率が低いいため対象外となっているが、影響が大きいと考え県独自に試算したとの答弁がありました。

今後、政府からTPPの批准を求める議案が提出され、今通常国会で審議される予定であり、審議が始まる前のこのタイミングに、重要5項目の確保を最優先としたさきの衆参農林水産委員会における決議の遵守など、国会において十分な審議を尽くすよう、本委員会として4度目となる政府への意見書(案)を可決し、議長に提出いたしました。